

2017年市議会2月通常会議 請願

[請願第1号](#) 安全性が確認されるまで、米軍垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの飛行を行わないことを求める旨の意見書を提出することを求めることに関する請願

[請願第2号](#) 国民健康保険料の連続値上げの中止を求めることに関する請願

**安全性が確認されるまで、米軍垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの飛行を行わない
ことを求める旨の意見書を提出することを求めることに関する請願**

【紹介議員：共産党】

昨年 12 月 13 日に沖縄県名護市東海岸から約 1 キロメートル沖合で、米軍垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイ 1 機が墜落しました。同日、別のオスプレイ 1 機も普天間飛行場に戻る際に、胴体着陸の事故を起こしました。事故原因は究明続行中で、現時点でも解明されていません。しかし、事故から 6 日後にオスプレイの飛行訓練は開始され、墜落事故を起こした普天間基地配備のオスプレイ機による空中給油訓練は 1 月 6 日に再開されました。原因究明されない段階での再開は、民間航空機ならありえない事態です。

オスプレイは、米国防省によると試作段階の 1991 年から計 39 人が事故で死亡しており、米軍内でも「未亡人製造機」と揶揄され、専門家からも構造的欠陥機と指摘されています。過去に、18 回以上も死傷者や 200 万ドル（約 2 億 3 千万円）以上の損害を出したクラス A と呼ばれる事故をおこし、その事故率は、米軍全機種平均に対し約 41 倍と推計されている（1/15 沖縄タイムス）ほど高く、イスラエルや米陸軍までが導入を中止した軍用機なのです。

「家の上を飛んで、怖い」という住民の声は、沖縄だけではなくありません。オスプレイの沖縄配備に当たって海兵隊が作成し、2012 年 6 月 13 日に公表された「環境影響評価報告書」では、全国 6 ルートで低空飛行訓練を行い、少なくとも全国 21 県 138 市町村に危険が及ぶことが明らかになっています。また、基地から飛び立つオスプレイは公表されたルートだけを飛行するわけではないため、全国を飛び回っていると言っても過言ではありません。

一方政府は、こうした危険なオスプレイを米国以外では世界で唯一 17 機も購入する方針を決め、日本全国で飛行訓練を行おうとしています。米軍横田基地、厚木基地、キャンプ富士（御殿場）、岩国基地をベースに離発着する訓練や自衛隊の千葉県木更津駐屯地での定期整備、佐賀空港を自衛隊のオスプレイ拠点基地とするなど、オスプレイの全国展開が予定されています。そして、防衛省によると滋賀県高島市あいは野演習場も全国 5 つのオスプレイ分散訓練の候補地のひとつとされています。

こうしたオスプレイの全国配備と飛行訓練は、1994 年に保育園や小学校に近接する高知県早明浦ダムに米軍 A-6 攻撃機（厚木の米空母艦載機）が墜落した重大事故を引き起こしていることを考慮すると、沖縄県をはじめ全国の住民生活の安全に重大な懸念を抱かざるを得ません。東京都と横田基地周辺の市町は、昨年 12 月 15 日に政府に対して、安全性が確認されるまで、MV-22 オスプレイの飛行を行わないことを米軍に申し入れるよう要請を行っています。

こうした先例を踏まえ、あいは野演習場に隣接する大津市議会として政府に対し、沖縄県名護市沖の事故に係る原因究明により、安全性が確認されるまで、米軍垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの飛行を行わないよう米軍に求める旨の意見書を提出されるよう、お願いいたします。

国民健康保険料の連続値上げの中止を求めることに関する請願

【紹介議員：共産党、志成】

多くの市民の所得が伸びないなか、消費税増税や社会保障費の負担増、年金削減などで国民健康保険に加入する中小業者や自営業者、年金生活者、非正規の若者などの暮らしはますますきびしくなっています。雇用がやや改善したとはいえ非正規労働者が多く、低所得化が進行しています。

大津市の国民健康保険料は2016年度1.6%の値上げが実施されました。国保料は、所得200万円、40歳夫婦と子ども1人のモデル3人世帯で353,060円にもなります。2017年度また値上げされますと、ますます生活は圧迫されて滞納世帯が増え、国保財政が悪化する悪循環となることが懸念されます。近年行っていない2年連続の国保料の値上げはしないで下さい。

2016年3月末の加入世帯54,105世帯のうち5,731世帯(10.6%)が何らかの滞納を抱えています。未納世帯の割合を所得階層別にみると、所得なしで2,053世帯(11.6%)、1～100万円未満で1,255世帯(9.3%)、100万～300万未満が2,042世帯(11.4%)であり、生活保護基準に近い、またはそれ以下の低所得世帯にとって「払いたくても払えない」保険料であるといえます。

大津市の国民健康保険事業では、保険料算出の際に、保険料総額を収納率で割り戻して賦課額を算出するという方式で、保険料未納分を被保険者に転嫁しています。その上、生活困窮者の減免制度の拡充が図られた場合、減免者の保険料分を他の被保険者に転嫁しては、ますます保険料が高くなります。このようなやり方は、苦しい生活の中で食費などを切り詰めて保険料を払っている被保険者の理解を得ることができません。誰もが安心して暮らせるために、払える保険料にすることは、自治体としての責務です。

そもそも国民健康保険法は第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とし、第4条で国保事業の運営の健全化を国と都道府県の責務としており、国保は単なる国民同士の助け合い事業ではありません。社会保障として実施されている国民健康保険事業が、高すぎる保険料のために暮らしを圧迫し、これが払えないために、医療を受ける権利すら侵害している事態は、本来の国民健康保険事業の目的にも逆行するものです。また、市町村の国民健康保険会計に対する国庫負担率が、1984年の49.8%から現在の24%へと大幅に削減され続けていることが、保険料が高くなった要因の一つです。

社会保障としての国民健康保険事業を守り発展させるために、以下について請願いたします。

請願事項

1. 2017年度の国民健康保険料の値上げをおこなわないでください。